



ITU-R会議準備会合（CPM）について 規定した決議 ITU-R 2-8 —和訳と解説—

株式会社NTTドコモ ネットワーク部 標準化カウンセラー

はしもと あきら
橋本 明



まえがき

ITU-Rの研究委員会等における作業方法を定めた決議ITU-R 1については、本誌2018年2月号から4月号に主要部分の和訳と解説記事を掲載した^{[1] [2] [3]}。世界無線通信会議（WRC：World Radiocommunication Conference）への準備作業について規定した決議ITU-R 2の重要性も近年特に高まっており、2019年の無線通信総会（RA：Radio-communication Assembly）では内容が大幅に見直された。決議ITU-R 2は、そのタイトル「会議準備会合（CPM：Conference Preparatory Meeting）」が示すように、CPMの会合としての任務とそこで策定されるCPM Reportの在り方について規定している。決議原文は5ページと比較的短いので本稿では和訳については全文を掲載し、随所に会議対応上の観点から必要と思われる解説記事を加えた。

なお次章以降の和訳、解説においては、ITU-Rの組織の呼称として（ ）内の略語を原文のまま使用している。

世界無線通信会議（WRC）、会議準備会合（CPM）、無線通信総会（RA）、研究委員会（SG）、作業部会（WP）、タスクグループ（TG）、合同タスクグループ（JTG）。

決議 ITUR 2-8：会議準備会合 決議本文

ITU無線通信総会は、

- a) 無線通信総会（RA）、世界無線通信会議（WRC）の準備に関する任務と機能は、ITU憲章第13条及びITU条約第8条及びITUの会議・総会及び会合の一般規則の関連個所に述べられていること、
- b) WRCは、関連WRC決議に基づき、ITU-Rに対してWRC議題に関する研究の遂行を求めていること、
- c) ITU-Rの研究を組織的に行いこれらの研究結果をWRCに提供する必要があること、
- d) このような準備のため特別の体制が必要であること、を考慮し、

以下を決議する。

1. 会議準備会合（CPM）は、直近のWRC*へのITU-R準備研究に関するレポート（CPM Report）を用意せねばならない。
2. CPMは以下の原則に基づき召集、組織されねばならない。
 - a) CPMは常設でなければならない。
 - b) CPMは次回WRCの議題に関するトピックスに対処し、さらに次々回WRCへの予備的準備をせねばならない。
 - c) 参加招請はすべてのITU構成国及びすべての無線通信部門構成員へ送付されねばならない。
 - d) 文書はすべての構成国及びすべての無線通信部門構成員に対して利用可能にせねばならない。
 - e) CPMへの委任事項は、WRC議題に対応し、また関連寄書を考慮して、無線通信研究委員会（SG）からの資料を提示し、議論し、論理付けし、さらに更新することである（ITU条約156号も参照）。
 - f) CPM Reportは、実際の範囲で、元資料に含まれる手法の相違を調和させねばならない。相違を調和させる努力が尽きた場合は、代替手法をその正当性とともを含めてもよいものとする。
 - g) CPMは、その第二会合に提出された新しい資料を受領し検討することができる。それらは、
 - i) 次回WRCの議題に関する規制上、技術上、運用上及び手続き上の事項に関する寄書；
 - ii) 決議95（改訂WRC-07）に基づく構成国または無線通信局長からの既存WRC決議・勧告の見直しに関する寄書；
 - iii) 次々回WRCの予備的議題として既に含まれているもの以外で、構成国単独または合同あるいは集団でそれぞれの地域電気通信組織からCPMへ提出される将来議題に関する寄書は情報目的のみ。さらに、寄与した構成国が策定する要約、最大半ページ以下限定、をCPM ReportのAnnexに情報目的で含めることができる。

* 直近のWRCとはCPM第二会合の1年以内に開催されるWRCであり、これ以降簡潔に「次回WRC」と称する。「引き続きWRC」は「次回WRC」の3～4年後に開催予定の「次々回WRC」を意味する。



3. CPMは、2つのWRCの間の期間内に2回の会合を開催せねばならない。
4. 作業方法は付属書1 (Annex1) に示すとおりである。
5. CPM Report準備のガイドラインは付属書2 (Annex2) に示すとおりである。

(決議本文の解説記事)

CPMはITU-Rに固有の会合であり、WRCへの準備作業のため4年の会期中に2度の会合が開催される。本稿ではこの2回の会合を各々 CPM-1、CPM-2と表現する。

CPM全体の目的はWRC準備作業としてのCPM Reportの策定であり、CPM-1は準備作業の枠組みを決定すること、CPM-2はCPM Reportを完成させることが会合の目的である。

決議2項 f)：本項の「元資料に含まれる手法 (原文: approaches as contained in the source material)」はITU-RのWP等への提案 (寄書) を基に責任グループが取りまとめたWRC議題への方策 (Method) を意味しているが、参加者の立場により利害が相反する方策についても調和させる努力が求められている。CPM-2はWRCの前哨戦と見なされることもあるが、自国・自地域の主張を提案する場合にも、WRC本番での論争を解決に導くような建設的見解を述べる必要がある。

決議2項 g)：本項iii) では次々回WRCの予備的議題に関する寄書がCPM-2に提出された場合の扱いについて規定している。CPM-2の段階では、次回WRC議題の帰趨がある程度見えてくることもあり、次々回を見据えての新議題が各国・各地域から提起されることもある。これらは本来CPM-2の審議対象外であるため、「将来議題に関する寄書は情報」であることを明確にするとともに、近年増えつつあるこのような寄書の扱いを具体的に定めたものである。

付属書 1 CPMの作業方法

A1.1 規則上、技術上、運用上及び手続き上の事項に関する研究は、ITU-RのSG、作業部会 (WP)、タスクグループ (TG) 及び合同タスクグループ (JTG) によって適宜行われる。

A1.2 CPMの2度の会合における作業は、以下のA1.2.1からA1.2.9に基づき組織されねばならない。

A1.2.1 CPM第一会合は、次回と次々回WRCの議題に基づき、また前回WRCの指示事項があればそれらを考慮し

て、ITU-Rの関係SG間の作業計画を調整すること及びCPM Reportの構成案を用意することである。この第一会合は、短期間 (一般に最大2日間) のものであり、通常は前のWRCの直後に開催される。SGの議長、副議長は参加することとする。

(A1.2.1 解説記事)

CPM-1の日程は、「前回WRCの直後」とされておりWRC終了日 (通常金曜日) 後の週末を挟んで翌週 (月曜日) から二日間の開催が定着している。

A1.2.2 CPM第一会合は、次回と必要に応じて次々回WRCの準備に要する研究トピックスを特定せねばならない。これらのトピックスは、次回WRCの議題及び次々回WRCの予備的議題からのみ導出されねばならず、そしてできる限り自己完結的で独立的であるものとする。個々のトピックスにつき、ITU-Rの唯一つのSG、WP、TGまたはJTGが (責任グループとして) 準備作業への責任を持ち、必要に応じて他の関連グループの入力、参加を招請する。この目的にはできる限り既存のグループを活用すべきで、新たなグループの設立はそれが必要と考えられるときのみとする。

(A1.2.2 解説記事)

CPM-1においては、WRC各議題について、その内容の技術専門分野を考慮してITU-Rの責任グループが1つと関連グループが必要に応じて複数指定される。責任グループは、関連グループの協力を得てCPM Report案の策定に責任を有する。なお議題内容により例外的に責任グループが2つ指定される場合もある。この場合、各責任グループの役割分担はCPM-1において行われる。関連グループの範囲は、議題の技術に直接関連する場合と対象周波数帯の既存業務の主管としての関連である場合の双方が含まれる。責任グループは原則WP、TG (またはJTG) のレベルであるが、特に次々回議題のように内容の詳細が未定の場合には、例外的にSGレベルが指定されることもある。

CPM-1の結果を取りまとめた回章 (Circular Letter) には、この他に以下のような重要情報がすべて記載される。

- (a) CPM Reportの章立て (Chapter構成)、
- (b) チャプターレポートの名簿 (チャプターレポートについてはA1.4参照)、
- (c) 議題ごとのテキスト構成、



(d) 次回WRC議題の研究事項の詳細、責任グループ、関連グループのリスト、

(e) 次々回WRC予備的議題の研究事項の概略と責任グループ、関連グループのリスト。

特に (d) については、CPM-1終了後も各WPの要望に応じて関連グループが追加されることもあり、そのため本章には追補版 (Addendum) が発行される。

なお本項では「トピックス (原語: topics)」との表現が見られる。2019年の改訂以前は「論点 (原語: issue)」という表現が用いられていたが、2019年の改訂により「トピックス」の表現に置き換えられた。これについてはA1.2.6で説明する。

(注) 2019年以前の会期では関連グループ (concerned group) がcontributing groupとinterested groupの2種類に分けられており、前者の方がより直接的に議題に寄与する義務を負うとの意味を有していたが、今会期からは後者の扱いはなくなり関連グループ (concerned group) =contributing groupに統一された。

A1.2.3 CPM第二会合は次回WRCへのCPM Reportを用意せねばならない。第二会合は、必要な作業を完遂するのに適度な期間 (最短で1週間ただし2週間を超えない) とする。遅くとも次回WRCの5か月前にCPM ReportがITUの6公用言語で出版できる日程とせねばならない。寄書提出の期限は、翻訳を要する場合には第二会合の1か月前とする。翻訳を必要としない場合の期限は、第二会合開始日の14暦日前の協定世界時16:00とする。

(A1.2.3 解説記事)

本項に規定されるようにCPM-2の日程は、CPM Reportの翻訳期間を2~3か月と見込んでWRC開始日のおよそ8か月前に設定される。寄書提出については、翻訳を要する場合 (CPM-2の1か月前) と翻訳を要しない場合 (CPM-2の14暦日前) と二通りの期限が設けられている。このような二重の期限は決議ITU-R 1-8にも類似規定がある。ただし、CPM-2は、English onlyで行われるWP会合等とは異なり、基本的に6公用言語の文書で審議する会合であることから、前者 (翻訳を要する場合) を適用するのが原則である。しかしながら、実際にはSecretariatの方針で後者 (翻訳を要しない場合) の期限までに提出された寄書については会合開始日に間に合うように翻訳が実施されている。

なお、CPM-1では文書の翻訳は行われず、寄書提出期

限は通例会合開始前週のWRC最終日であるが、この時点では次回WRC議題の概要がほぼ固まっている。

A1.2.4 WRCでの検討に必要な無線通信規則適用上遭遇する困難性・不一致性に関する次回WRCへの局長報告案はCPM第二会合へ情報目的で提出されるものとする。

(A1.2.4 解説記事)

「無線通信規則適用上の困難性・不一致性に関する局長報告」は、常設議題9 (無線通信局長報告の考察と承認) の小項目議題9.2で扱われる。この議題9.2に関しては、局長報告の発行後に各国・各地域が内容に関する意見をWRCへ提出することができるが、本報告の発行がWRCの直前であると加盟国または地域準備会合等からの意見提出が日程的に困難になる。このため、2019年の本決議改訂で、CPM-2に暫定版を提出することが無線通信局側に義務付けられた。

A1.2.5 関心を有するすべてのメンバーの参加を最大限促進するため、ITU-R責任グループの会合は、構成国の効率的参加に悪影響を与えないよう会合の重複をできるだけ避けるようにスケジュール化するものとする。責任グループの最終文書は、CPMマネジメントチーム会合の検討に間に合うよう直接または例外的に関連SG経由でCPMプロセスへ提出する。

(A1.2.5 解説記事)

責任グループの最終文書 (CPMテキスト最終案) はグループ (WP・TG等) の会合で承認されれば親グループのSG会合を経ずに提出可能である。本項で提出先として示される「CPMプロセス」は本決議で規定されるCPM-1からCPM-2へ至る流れ全体を意味することもある。

A1.2.6 責任グループは、WRC決議86 (改訂WRC-07) に基づく常設議題 (現在の議題7) の下で新たに検討すべきトピックスを特定することも奨励されるが、それは、ITUメンバーがCPM第二会合への寄書を準備するのに十分な時間を提供するため、第二会合前の最後から2番目の会合までには行うこととする。

(A1.2.6 解説記事)

常設議題7 (衛星網の周波数割当てに関する事前公表、



調整、通告、登録手続きに関する見直し)の具体的検討事項は責任グループであるWP4A会合で新たな論点(Issue)として特定されてきたが、2019年の改訂から本項ではこれを「トピックス」と表現している。議題7のトピックスは他の一般議題と同様の扱いを受けるが、CPM-1の時点では具体的に特定されておらず、その後のWP会合に提出される各国寄書等に基づき決定される。

さらに、前出の常設議題9「無線通信局長報告の考察と承認」の小項目議題9.1に含まれる個別事項にも2019年の改訂前には「論点(Issue)」という表現が用いられていたが、「トピックス」に改められた。この議題9.1の「トピックス」にもITU-Rでの研究を遂行する責任グループ、関連グループが指定されるが、CPMテキストにおいて研究結果に基づくRR(Radio Regulations:無線通信規則)の改訂やそのテキスト案を示すことは原則行わないことなど、通常の一般議題や議題7のトピックスとは若干異なる扱いを受ける。

A1.2.7 CPM Report案の内容について全参加者の理解を促進するため、責任グループにより「要約」(A1.2.3参照)が策定されねばならない。

A1.2.8 責任グループと関連グループによる研究と策定する成果は、議題中のテキスト、その議題に対応するWRC決議及びRRで述べられる必要条件に厳に従わねばならない。

A1.2.9 責任グループは、CPM運営委員会によって設定されるスケジュールに合わせて、CPM Report案に含めるCPMテキストを用意せねばならない(A1.5参照)。

(A1.2.9 解説記事)

責任グループからCPM運営委員会(A1.5参照)に提出するCPMテキストの送付期限は、ITU理事会で次回WRCの日程が確定した後に回章(通常A1.2.2で述べたCPM-1の結果を報告する回章の追補版が用いられる)によって各国へ周知される。この期限は、CPM Report案(Draft CPM Report)の翻訳期間とWP会合の日程を考慮してCPM-2の数か月前に設定される。

A1.3 CPMの作業は、副議長と相談・調整の上、議長により指揮される。CPMの議長・副議長はRAで指名を受け、それぞれのポストに1期のみ資格を有する。CPM議長・副議長の指名手続きは、決議ITU-R 15の手続きに従うものとする(全権委員会議決議208(Dubai, 2018)も参照)。

(A1.3 解説記事)

CPMの議長・副議長は、SG等の議長・副議長と同時に前会期のRAで指名を受ける。ただし、その任期が1期(4年)のみであることは他組織と異なっている。

A1.4 CPM第一会合は、CPM Reportのベースとなるテキスト策定を導き支援するため、また責任グループのテキストを一貫性のあるCPM Report案へ統合化するため、チャプターラポータを指名する。チャプターラポータが任務を継続できなくなる場合は、CPM運営委員会(A1.5参照)は局長と相談の上、新任者を指名するものとする。

(A1.4 解説記事)

CPM-1では、合意されたCPM Reportの章立てに従って、各章のチャプターラポータを指名する。まず章立てについては、議題に直結する無線業務を技術親和性に基づいてグループ化し、5~6のChapterを設ける。チャプターラポータは各章1名が原則であるが、章内の議題を分割して複数のラポータを指名することもある。またこの指名は、ITU-Rの地域活動のベースとなっている6地域グループのバランスを考慮して行われる。チャプターラポータは、本項に規定するように「CPMテキスト策定の支援」、「テキストの一貫性を考慮した編集・統合化」が主たる任務であるが、さらに重要な責務としてCPM-2でChapterに対応する作業部会議長を担当することである(同じ章に複数ラポータが指名された場合には担務議題によるCo-Chairman制となる)。

なお、CPM-2における作業部会構成とチャプターラポータの議長職がWRC本番にそのまま継承されるわけではないことには留意する必要がある。

A1.5 CPM議長、副議長とチャプターラポータによりCPM運営委員会を構成する。

A1.6 議長は、CPM運営委員会会合を責任グループの議長及び(その上部)SG議長を含めて召集する。この会合(CPMマネジメントチーム会合と称する)は、責任グループからの出力をCPM Report案へと一体化せねばならず、それはCPM第二会合の入力となる。

(A1.5及びA1.6 解説記事)

CPM運営委員会は、ITU-Rによる準備研究が進められている間でも、Virtual meetingにより適宜開催されることもある。さらに、A1.2.9で述べた期限の後すべてのCPM



テキストが出揃った時期に、A1.6の作業を遂行するため、責任グループ議長及びその上部SG議長を含めて会合を開催するが、この拡大CPM運営委員会をCPMマネジメントチーム会合と称している。

A1.7 一体化されたCPM Report案は、ITUの6公用語に翻訳され、CPM第二会合から最低2か月は先立って電子フォーマットにより入手可能にせねばならない。

A1.8 CPM Reportの分量は最小限を維持するようにあらゆる努力がなされねばならない。そのために、責任グループはCPMテキスト案を用意するに当たり、適宜承認済のITU-R勧告、報告を参照することを最大限用いることを要請される。

(A1.8 解説記事)

CPM Reportの分量に直接影響する議題ごとのページ数制限は、A2.3.2に規定があるので後段で解説する。また承認済のITU-R勧告・報告の参照が奨励されているが「承認済」の条件につきA2.5.2に補足説明があるのでやはり後段の解説を参照されたい。

A1.9 CPMの作業はITU憲章第29条に基づきITUの公用語により行われねばならない。

A1.10 その他の作業の取り決めは決議ITU-R 1の関連条項に基づく必要がある。

付属書 2 CPM REPORT 準備のガイドライン

CPM ReportはWRC議題に関するITU-Rの統合アウトプットを抱合する。本Reportの形式と構成はCPM第一会合で決定される。以下のガイドラインは各議題のテキスト策定の際に考慮すべきものとする。

A2.1 要約

A2.1.1 本決議付属書1 (Annex1) のA1.2.7に基づき、最終CPMテキストには各議題の「要約」を含まねばならない。指名されたチャプターレポートは「要約」の準備を支援することができる。

A2.1.2 特に各議題につき、「要約」は議題の目的を簡潔に記述し、実施した研究結果の概要を含み、最も重要な点として、議題を満たすため特定した「方策」についての簡潔な記述を提供するものとする。「要約」は最大半ページに制限するものとする。

A2.2 背景セクション

A2.2.1 議題ごとの背景セクションの目的は、議題の論理付けのため一般情報を短縮した手法で提供することであり、最大半ページに制限するものとする。

A2.3 ページ制限とCPMテキスト案の形式

A2.3.1 責任グループはCPM第一会合の決定により合意された形式と構成でCPMテキスト案を準備するものとする。

A2.3.2 必要テキストの全体は、議題または論点 (issue) 当たり10ページの制限を超えないものとする。

A2.3.3 本目的を達成するため以下を実施する。

- a) CPMテキスト案は、明快で一貫性がありかつ曖昧性のない手法で起草するものとする。
- b) 議題を満たすための「方策」の提案数は、必要最小限にとどめるものとする。
- c) 頭字語を用いる場合、最初に現れる箇所でその頭字語の意味をすべての綴りで記述し、さらに章の最初にはすべての頭字語のリストを提供する。
- d) 他のITU-Rの公式文書に既に含まれるテキストを引用することは、その関連文書を参照することにより、避けるものとする (A2.5項も参照)。

(A2.3 解説記事)

CPM-Iで決定されたCPMテキストの形式と構成は、会合結果を周知する回章に「章立て」、「構成概要」が記載されるときともに、ITU Webに議題ごとの詳細構成が掲載される。

CPMテキストのページ数につき議題または論点 (Issue) 当たり「10ページ」との条件があるが、最近では検討内容 (特に複雑多様化する無線業務間の周波数共用条件) の記述に多くのページ数を要しており1議題で100頁を超える例も見られる。

A2.4 WRC議題を満たすための「方策」

A2.4.1 議題を満たすための「方策」の提案数は必要最小限にとどめるとともに、各「方策」の記述はできる限り詳細かつ簡潔にするものとする。

A2.4.2 方策の数を減らすため、ある方策中に、実施のための代替手法を含めてもよいが、それも最小限とする。

A2.4.3 方策と代替手法は、議題と付帯WRC決議の所掌に従うものでなければならない。

A2.4.4 (無線通信規則に対して)「No change (変更なし)」は常に可能な「方策」の一つであり通常は「方策」中に含



めないが、構成国からその理由と共に提案があった際は、明確に「No change」を唯一の方策として含めることも場合によっては可能である。

A2.4.5 関連WRC決議に基づく規制上・手続き上の考察に関連し、「方策」に対して規制テキストの例を策定して、CPMテキスト案の関連セクションに提示することも可能である。「方策」と「規制テキスト」を簡潔で明快にするためには最大の努力がなされるべきである。誤解の元となる用語、例えば「選択肢 (option)」は「随意の (optional)」と解されるため、避けるべきでありその代わりに「代替 (alternative)」を用いる。

(A2.4 解説記事)

本項で扱われる「方策」は原語「Method」として一般に理解されている。方策の数を減らせばWRCで各国の立場が選定し易くなるとの観点から削減が奨励されているが (A2.4.1)、一方、同じ方策の中で若干条件を変えた複数の代替手法 (alternative approaches) を設けると実質的には方策を増やすことになるため代替手法についても最小限にとされている (A2.4.2)。

No change (無線通信規則に変更なし) を方策として提示することは原則すべきでない規定されているが (A2.4.4)、実際にはWPの検討段階でNo changeが方策の一つとして提案されCPM Report案に記載されることも多い。

なお、A1.2.6で述べた常設議題9の小項目議題9.1 (今会期の無線通信局の活動) で扱う個別トピックスでは方策 (Method) を原則提示せず、技術的検討結果のみを示すことになっているが、これまでの例では、「Approach」、「View」という表現で実質方策 (Method) と同様の記述がなされ、一般議題と同様にRR改訂案が示されることもあった。この点は、2019年の改訂の議論の際に問題視されたため、今後は、議題9.1のトピックスにおいて方策やRR改訂案が示されることはなくなると考えられる。

A2.5 ITU-R勧告、報告等への参照

A2.5.1 ITU-R勧告に既に含まれるテキストを引用することは、その関連参照を用いることにより避けるものとする。 ITU-R報告についてもケースバイケースにより適宜類似の手法に従うものとする。

A2.5.2 ITU-R文書が、CPMテキスト案を最終化せねばならない際に、まだ採択・承認プロセスにある場合または未だdraft文書の状態にある場合、その参照はCPM第二会

合でさらに見直しされるとの理解の下に、CPMテキスト案でそれらを参照することも可能である。作業文書または予備的draft文書については (注)、それらがWRC前のRAでの検討を経て完了するに十分な機会がある場合を除き、参照すべきではない。

(注)「Preliminary draft」の日本語訳としては草案、暫定案との表現も慣用的に用いられる。

A2.5.3 CPM Reportでは一般にITU-R勧告、報告の最新版が参照される。

A2.5.4 ある場合には、既存ITU-R勧告、報告の特定の版をCPM Reportで参照することもできる。

(A2.5 解説記事)

本項はCPMテキストの中心となるITU-R studyの結果を記載するに当たり、既存勧告等の参照形式について述べている。「ITU-R勧告 (報告) A.XXXの研究結果により、… (以下結論)」のように結論のみを示す短い記述が奨励されている。WRC議題の研究結果として策定される勧告・報告は、担当WPにおいてCPMテキスト提出時点で内容がほぼ固定されている必要があり、本項ではそのstatusについて以下のように分類している。

- ・採択・承認プロセスにある：SG会合で内容合意し採択・承認手続きに移行している。
- ・draft文書の状態にある：WP会合で内容合意しSGでの審議に付す状態。

これらの場合は、通常、日程的にCPM-2の前に承認が可能となるのであまり問題は生じない。

しかし、「作業文書」 (Working document) または予備的 (Preliminary) draft文書の場合には、さらに1~2回のWP会合の議論を経ないと完成しない可能性がある。仮に関連する勧告・報告が未承認に終わると、それらを参照している「方策」 (Method) も議題を解決する手段としての位置付けを失い、CPM Reportの内容自体に大きな影響を与える。このため、これらの参照については、特に「勧告」の場合はSG会合の後、加盟国投票またはRAによる承認プロセスが必要となることもあって、「WRC前のRAでの検討を経て完了するに十分な機会がある」との条件が付されている。従って、自国のWRCへの対応で「方策」を選定する場合、参照されている勧告の承認の成否を十分に考慮する必要がある。



A2.6 CPM Reportにおける無線通信規則、WRC/WARC決議・勧告への参照

A2.6.1 規制・手続きの考察を扱うセクションとは別に、ある無線通信規則、WRC決議・勧告を参照することが必要となる場合もあるかもしれない。しかし、ページ数削減のために、それら無線通信規則のテキストまたは他の規制的参照を復唱しまたは引用することはすべきでない。

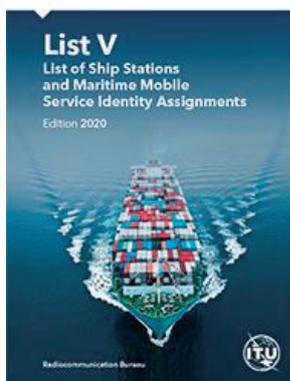
あとがき

決議ITU-R 2で規定されるCPMの意義と会議対応上必要と思われる情報について追記した。以前は多くの国がCPM-2からWRCへの準備を開始していたが、最近WRC終了直後に開催されるCPM-1並びに引き続くWP会合への参加国は漸増しWRCへの早期対応が世界的傾向になっている。本稿がWRCの準備作業・体制についての理解に役立てば幸いである。

参考文献

- [1] 橋本明「無線通信総会、ITU-R研究委員会等の作業方法を定めた決議ITU-R 1-7 一和訳抜粋と解説（その1）一」、ITUジャーナル Vol. 48, No. 2 (2018, 2)
- [2] 橋本明「無線通信総会、ITU-R研究、等の作業方法を定めた決議ITU-R 1-7 一和訳抜粋と解説（その2）一」、ITUジャーナル Vol. 48, No. 3 (2018, 3)
- [3] 橋本明「無線通信総会、ITU-R研究、等の作業方法を定めた決議ITU-R 1-7 一和訳抜粋と解説（その3）一」、ITUジャーナル Vol. 48, No. 4 (2018, 4)

国際航海を行う船舶局に必須の書類 好評発売中！



船舶局局名録 2020年版



海岸局局名録 2019年版

海上移動業務及び 海上移動衛星業務で使用する便覧 2020年版

お問い合わせ: hanbaitosho@ituaj.jp

